

がくしゅうようたんまつ りよう 学習用端末の利用ルール

ながくてしきょういくいいんかい
長久手市教育委員会

1 タブレット端末およびアカウントを利用する目的

- (1) タブレット端末およびアカウントは、学校や家庭で学習するためだけに使います。
- (2) SNS の利用、ゲーム、アニメ動画の視聴など、学習に関係ないことに使ったり、学習に不必要な言葉を検索したりしてはいけません。
- (3) 学習に関係のないチャット等のためにほかの人と文章などを共有してはいけません。
- (4) 教育委員会で検索やログイン時間などの利用履歴を収集しています。
不適切な利用が発覚した場合、おうちの方や学校へ情報共有したり、利用を一時的に停止する場合があります。

2 タブレット端末の管理と取扱い

- (1) タブレット端末は卒業または転校するまで同じものを使い続けます。また、学校に返したあとは別の人が使います。壊したり、汚したり、濡らしたり、なくしたりしないように大切に使うてください。
- (2) 先生から指示があった場合を除き、ほかの人に貸したり使わせたりしては

いけません。

(3) タブレット端末^{たんまつ おも}に重い^のものを乗せたり、力強く^{ちからづよ}画面^{がめん}を閉じたり、乱暴^{らんぼう}に扱^{あつか}われないでください。また、水^{みず}がかかると故障^{こしょう}の原因^{げんいん}となるので、トイレやお風呂^{ふろ}で使^{つか}わないでください。

(4) もしも壊^{こわ}れたり無^なくしたりした場合^{ばあい}はすぐに担任^{たんにん}の先生^{せんせい}かおうちの方^{かた}に伝え^{つた}ましょう。

(5) タブレット端末^{たんまつ}に貼^はってあるシールは剥^はがさないでください。

(6) タブレット端末やタッチペン^もを持^もち帰^{かえ}って学^{がく}習^{しゅう}するときは、使用^{しよう}後^ごには、しっ^{じゅう}かり充^{でん}電^{でん}しましょう。

3 安全な利用

(1) タブレット端末^{たんまつ}の利^り用^{よう}について必^{かな}ずおうちの方^{かた}と話し合^{はな}い、ルールの決^きめ^めて利^り用^{よう}しましょう。

(2) 使^{つか}わないときは、おうちの方^{かた}の目^めの届^{とど}くところにお^おきましょう

(3) 学^{がく}習^{しゅう}に関^{かん}係^{けい}のないサイ^{はい}トやあやしいサイ^{はい}トに入^{はい}ってしまったときは、すぐ^{はい}に担任^{たんにん}の先生^{せんせい}かおうちの方^{かた}に伝え^{つた}ましょう。

(4) 勝^かて^てに設^せ定^{てい}を^{へん}更^{こう}したり、アプ^いリを入^いれたり消^けしたりしてはいけません。

(5) 誰^{だれ}の^{わい}もの^ふか^{あい}わ^せか^{ぞく}らない、あやしいWi-Fiに接^せ続^{ぞく}してはいけません。

(6) パスワード^{へん}を^{こう}更^{こう}したときは、おうちの方^{かた}と学^が校^{こう}へ必^{かな}ず連^{れん}絡^{らく}しましょう。

4 情報モラル

- (1) ほかの人のタブレット端末やアカウントを勝手に使ってはいけません。
- (2) 自分やほかの人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、画像など）を、書き込んだり共有したりしては絶対にいけません。
- (3) 写真や動画を撮影するときは、相手（撮られる人、撮られる物の持ち主など）の許可をもらってから撮影しましょう。
- (4) 共同編集では、ほかの人の意見を勝手に削除したり、落書きを加えたりしてはいけません。
- (5) 情報を発信・書込みするときには、誰かを傷つけたり、嫌な気持ちにさせたり、公の場にふさわしくない言葉遣いになったりしないよう、十分に気を付けてください。

5 健康のために

- (1) 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように注意して使用しましょう。目と端末の距離は30cm以上離しましょう。
- (2) 明るい部屋で使いましょう。
- (3) 30分に1回は20秒以上目を休めましょう。
- (4) 寝る1時間前からは、使用を控えましょう。

はっこうしゃ
【発行者】

ながくてしきょういくいんかい きょういくそうむか
長久手市教育委員会 教育総務課0561-56-0625